

令和3年5月31日

関係各位

香川県知事 浜田 恵造

「感染拡大防止集中対策期における対策」及び「医療ひっ迫警戒警報」について

本県における直近の新規感染者数は、およそ10人前後のレベルで、直近1週間の累積数は90人程度となるなど、いわゆる「感染急拡大」の状況からは脱してきておりますが、一方で、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率は、依然として国のステージⅣの目安50%前後の水準にあり、本県の医療提供体制は厳しい状況が続いております。

こうした状況を踏まえて、現行の対策期後の6月1日から6月20日までの間は、「感染拡大防止集中対策期」に移行することとしますが、本県の医療提供体制を守るべく、県独自の「医療ひっ迫警戒警報」を発令し、感染拡大の防止に向けた必要な対策を継続して行っていくことといたしました。

具体的には、新規感染者のうち、飲食店を利用していた方等の割合が一定水準にあることも踏まえ、飲食店に対する営業時間の短縮の協力要請について、6月1日から現在の営業時間20時までを21時までに変更した上で、6月14日まで期間を再度延長することとし、当該期間を通じて御協力いただいた飲食店には、第2次の協力要請と同様の協力金を支払うことといたします。

また、感染拡大地域を含めた県外からの集客を抑制するため、集客施設には、ポイントデーなど、集客イベントの実施について慎重に検討することを働きかけるとともに、県外からの集客が見込まれる県有施設等について、対策期間中の土曜日、日曜日を休館・休園、利用の自粛、開館時間を短縮するなどの対応をとることとしております。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、御負担をおかけすることになりますが、感染拡大を防止し、本県の医療提供体制を守るべく、是非とも御協力をお願いいたします。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「感染拡大防止集中対策期における対策（6月1日以降）」について（資料1）と「知事から『感染拡大防止集中対策期』における県民の皆さまへのお願い」（資料2）について職員の皆様及び関係先へ御周知いただきますとともに、業種別のガイドラインに沿った感染防止対策（資料3）の徹底に御協力をお願いいたします。

また、飲食店の皆さまには、前述のとおり、営業時間短縮の再延長を要請するとともに、県民の皆さまに安心して飲食店を御利用いただけるよう、「飲食店に対する感染防止対策の認証制度」を6月14日からスタートさせることとしておりますので、貴社（団体）におかれまして、関係する飲食事業者の皆さまへ、「飲食店への営業時間短縮の再延長要請」（資料4）及び「かがわ安心飲食店認証制度(案)」（資料5）についても御周知いただきますよう、あわせて御協力をお願いいたします。

○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当 景政・佐藤
TEL 087-832-3350